

各 位

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税の課税期間について

大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについては、「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令」（令和 3 年政令第 177 号）に基づき、令和 3 年 6 月 24 日から令和 8 年 6 月 23 日までを課税期間として不当廉売関税が課されていますが、令和 7 年 8 月 20 日より当該課税期間の延長に関する調査が実施されています（令和 7 年財務省告示第 225 号）。

関税定率法第 8 条第 29 項の規定により、令和 8 年 6 月 24 日から当該調査が終了する日までの間、引き続き当該不当廉売関税が課されますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2836.40 号に掲げる物品のうち炭酸二カリウムであって大韓民国を原産地とするもの

2. 税率

30.8%

3. 期間

令和 8 年 6 月 24 日から課税期間の延長に関する調査が終了するまでの間

4. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
大韓民国産	S010001

問合せ先

通関総括第 1 部門（手続関係） TEL03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地認定関係） TEL03-3599-6527